

平成27年4月15日

各 位

会 社 名 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中 村 悟
(コード番号：6080 東証第一部)
問合せ先 取締役企画管理部長 佐々木 輝
(TEL. 03-6880-3803)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。主な改正箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役および従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたる。
- (2) コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともに定期的な社内指導も行ない、これらの活動が定期的に取締役会および監査役に報告される体制を構築する。
- (3) 取締役および従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」等に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体で適正に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に備え、あらかじめ必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行なう。
- (2) リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、リスク管理責任者を選任し、リスク発生時の迅速・的確な対応の出来る体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にした総合予算および中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標および予算の設定を行なう。また、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次・四半期の業績管理および改善管理を行なう。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等に責任者およびその責任・権限ならびに執行手続きを定める。
- (3) 経営数値の分析や業務遂行の進捗を把握し、または経営方針の実行の迅速化を図るため情報システムを活用することにより、全社的な業務の効率化を実現する。

5. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。

6. 前項の従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置く場合、当該従業員は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、当該従業員の人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、月1回の定時取締役会および必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役および従業員から重要事項の報告をうけるものとする。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告をした取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行なうことを禁止する。

9. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役 of 請求等に従い円滑に行なうものとする。

10. その他監査役 of 監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、内部監査人との連携を保ち、適宜、情報交換をしながら、監査 of 実効性を確保する。また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務 of 遂行を図る。

11. 反社会的勢力等を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力等対策規程」等において反社会的勢力等に対する基本方針を定め、市民社会 of 秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切 of 関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても反社会的勢力等に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引も行なわない。

以上